



全国定巡協

一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

令和6年度介護報酬改定 追加要望書

令和5年11月7日

一般社団法人

全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

理事長 森 重勝

令和6年度介護報酬改定への追加要望

令和6年度介護報酬改定にあたり、一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会（以下、全国定巡協）からは、以下を追加要望させていただきます。

NO	項目
1	総合マネジメント強化加算の取り扱いについて
2	新しい複合型サービスについて



1 総合マネジメント強化加算の取り扱いについて

令和5年10月23日に開催された「第228回社会保障審議会介護給付費分科会」で配布された「【資料1】定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（改定の方向性）」にて、同サービスの論点及び対応案として「論点② 総合マネジメント体制強化加算の見直し」が記載されております（以下参照）。

論点② 総合マネジメント体制強化加算の見直し

論点②

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、24時間365日の在宅生活を支援する上で、主治医や看護師等との調整のもとにサービス計画を立案する必要があることを踏まえ、日頃から多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むことに対して、総合マネジメント体制強化加算として評価している。
- 当該加算の算定率（※）は、90.4%と多くの事業所が算定を行っている。
※ 介護給付費等実態統計（令和4年4月審査分）
- こうした状況を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、多様な主体と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの担い手として認知症対応を含む様々な機能の発揮を促進する観点から、どのような対応が考えられるか。

対応案

- 定期巡回・随時対応型訪問介護の更なる地域包括ケアの推進、サービスの普及を図るため、総合マネジメント体制強化加算について、基本サービス費として包括的に評価してはどうか。



現在、「総合マネジメント体制強化加算」は、区分支給限度基準額の対象外に設定されておりますが、基本サービス費に包括することで、以下のような影響が発生することが考えられます。

1. 基本サービス費に包括した場合、同加算の単位数がそのまま移行されなければ、同加算を取得している事業所にとっては実質的な減算となります。また、基本サービス費が増えたことで、同サービスの日割りや通所介護等の利用時の減算の単位数にも影響する可能性があり、さらに収支を圧迫することが予想されます。
2. 基本サービス費に包括されることによって、同サービスと他の介護保険サービス（通所介護、福祉用具貸与等）等との併用がしにくくなります。結果として、利用者の利便性を阻害し、また同サービスの普及促進の妨げとなる可能性があります。

令和5年9月27日に開催された「第225回社会保障審議会介護給付費分科会」にて、弊会からご提出させていただきましたご要望のうち、「介護現場における物価・賃金高騰対策について」にもありますが、ただでさえ介護事業者の経営状況が悪化しているなかで、当案を施行することによって、介護事業者にとっては、さらに厳しい経営環境になることが予想されます。

「総合マネジメント体制強化加算」の基本サービス費への包括の考え自体を再考いただくか、同案と並行して介護事業者の多職種連携や業務効率化等の取り組みを評価する区分支給限度基準額対象外の新たな加算の新設をご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

次頁、弊会からご提案させていただく、新たな加算の案になります。

新たな加算（案）

（1）ICT在宅活用強化加算

在宅生活の継続にICTを活用している場合、対象となる利用者1人に対し、1月当り300単位を加算。対象となるICTは、介護記録、情報連携、見守り等の介護ロボット等、業務効率化や「介護の質」の向上が見込まれるものとする。

（2）認知在宅生活強化加算

認知症の症状を有する利用者の在宅支援を行っている場合、対象となる利用者1人に対し、利用者が独居の場合は1月当り900単位、日中独居または高齢者のみ世帯の場合は1月当り600単位、家族と同居している場合は1月当り300単位を加算。認知症専門ケア加算とあわせて算定可能とする。

（3）多職種連携体制強化加算

多職種間の情報連携をICTを用いて日常的に行い、適切なサービス内容に反映している場合に、利用者1人につき月500単位を加算。多職種間で介護記録を瞬時に共有し、時間・場所を選ばずに確認できることで、状況にあわせた素早い判断ができ、24時間365日のサービス提供体制が強化される。

（4）ターミナルケア加算

現在、一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所で訪問看護を行っている場合でのみ算定できるが、介護士であってもターミナルケアは実施しており、看取りの際の頻回な訪問や随時対応を行っているため、訪問看護の実施（看護師の配置）や一体型・連携型の類型は問わず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がターミナルケアを行っていた場合、利用者1人につき1回限り、死亡月に2,000単位を算定可能とする。

新しい複合型サービスについて

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、定期訪問サービスや随時対応サービス等を通じて、利用者の在宅生活を24時間365日支えることができる地域密着型の訪問系サービスですが、「通所介護」と組み合わせてサービス提供することで、両サービスの特性が活かされ、利用者を地域でさらに手厚く支えることができます。

しかしながら、上記サービスを併用するにあたり、支給限度額があるため「通所介護」の利用回数に制限が発生し、結果として「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の利用が進まないという実態があります。

そこで、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「通所介護」を組み合わせた「新しい複合型サービス」を設けることで、上記の要因を取り除き、地域包括ケアモデルの確立を推進したいと考えており、改めてご検討のほどよろしくお願い致します。

